

大学共同利用機関法人人間文化研究機構年俸適用者に係る業績評価の実施に関する規程

平成29年3月27日
規程第149号
令和2年4月27日改正
令和2年6月22日改正
令和5年5月8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（平成16年4月1日規程第16号。以下「職員就業規則」という。）第12条の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（平成16年4月1日規程第35号。以下「給与規程」という。）第3条の2の規定の適用を受ける者の業績評価（以下「業績評価」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 業績評価は、機構長が特定のプロジェクトを担当する研究教育職員（新たに採用する研究教育職員のうち、当該プロジェクトを担当することになる者を含む）のうち、本人の同意を得て、年俸制によることが適切であると認めた者（以下「年俸適用者」という。）について、次に掲げる評価の結果に基づき行うものとする。

- 一 プロジェクト評価
- 二 プロジェクトへの貢献度評価

(実施日)

第3条 業績評価は、毎年4月1日（次条第1項及び第3項において「実施日」という。）に実施する。

(業績評価の対象)

第4条 業績評価の対象となる年俸適用者は、実施日において、その前年の4月1日から引き続き大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の研究教育職員として在職する者とする。ただし、機構長が業績評価を実施することが困難と認める場合には、その対象としないことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構長が特に必要と認める場合には、前項本文に規定する者以外の年俸適用者を、業績評価の対象に加えることができる。
- 3 業績評価の対象となる期間は、実施日前1年の期間(前項の規定により業績評価の対象として加えられた年俸適用者にあつては、実施日前1年の期間のうち、本機構の研究教育職員として在職した期間)とする。

(プロジェクト評価)

第5条 プロジェクト評価は、前条に規定する業績評価の対象となる年俸適用者が関わる全てのプロジェクトのうち、主たるプロジェクト研究を対象とする。

- 2 前項に規定するプロジェクトの評価は、次に掲げる文書等に基づき、これを行うものとする。
 - 一 機構の基幹研究プロジェクト（機関拠点型基幹研究、広領域連携型基幹研究、ネットワーク型基幹研究）及び各機関における共同研究等については、第7条に定める評価作業部会、第9条に定める年俸制評価委員会が、必要に応じ、プロジェクトリーダー及び機関の長に当該年俸適用者の従事する業務の遂行状況を聴取することにより行うものとする。
 - 二 科学研究費補助金による研究及び上記以外のその他の活動については、それぞれ別紙様式（I-1）の研究概要、別紙様式（I-2）の当該所属部署の活動評価書に基づき行うものとする。なお、各別紙様式は関係する機関の長から機構長に提出するものとする。
- 3 機構長は、前項の文書による評価を行うことが適当ではないと認める年俸適用者については、当該年俸適用者の従事する業務の遂行状況を評価することをもって、第2項に規定する評価に代えることができるものとする。

（プロジェクトへの貢献度評価）

第6条 年俸適用者は、次に掲げる評価項目に実績を記述した別紙様式（II-1）から（II-4）までのうち、該当する自己評価書を作成し、機関の長を通じて機構長へ提出するものとする。

- 一 総合
- 二 国際
- 三 学際
- 四 創発
- 五 社会貢献
- 六 主たるプロジェクト以外の研究教育・業務全般について

- 2 年俸適用者は、前項の自己評価書の提出にあつては、当該評価項目に係る根拠となる書類を添付の上、機関の長を通じて、機構長に提出するものとする。

（審査の付託）

第7条 機構長は、第5条第2項及び前条第2項の規定により提出された文書等により年俸適用者の業績評価を決定するにあたり、理事で構成する評価作業部会において年俸適用者の業績評価の素案を作成させ、第10条に規定する年俸制評価委員会に審査を付託するものとする。

（年俸適用者からの聴取等）

第8条 評価作業部会は、年俸適用者の業績評価結果の素案を作成するにあたり、必要に応じて年俸適用者からの聴取、又は根拠となる書類その他必要な資料を提出させることができる。

（年俸制評価委員会）

第9条 機構長は、役員会において業績評価を進めるにあたり、年俸適用者の業績を総合的に評価し、又は評価の調整を行うため、年俸制評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 理事のうちから2名
 - 二 教育研究評議会・経営協議会から選出された外部委員から3名
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選によるものとする。

- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第2項第2号の委員が2名以上出席しなければ、議事を開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(年俸制評価委員会の報告)

第10条 委員会は、第7条に規定する機構長の付託があったときは、年俸適用者の業績を総合的に評価し、及び評価の調整を行い、その結果を機構長に報告するものとする。

(業績評価の決定)

第11条 機構長は、年俸制評価委員会からの報告を踏まえ、役員会の議を経て、年俸適用者の業績評価を決定する。

- 2 前項の決定は、次の各号に掲げる評価水準に応じて、当該各号に定める評価区分を付すことにより行うものとする。
 - 一 活動状況が極めて優秀 SS
 - 二 活動状況が特に優秀 S
 - 三 活動状況が優秀 A
 - 四 活動状況が良好 B
 - 五 活動状況が不良 C

(業績評価の結果)

第12条 機構長は、前条による業績評価の結果について機関の長を通じて、年俸適用者に通知する。

(不服の申出)

第13条 年俸適用者は、業績評価の結果に対して不服がある場合、業績評価の結果の通知があった日から14日以内に機関の長を通じて、不服の理由を書面で機構長あて申出ができるものとする。

- 2 機構長は、年俸適用者から不服の申出があった場合、不服審査会に付託するものとし、不服の申出があった日から1ヶ月以内に機関の長を通じて、不服の申出者に回答するものとする。

(不服審査会)

第14条 機構長は、業績評価の結果に対して不服の審査を行うため、不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 前項に規定する審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 理事（総務担当）及び機構長が指名する理事1名
 - 二 第9条第2項第2号に掲げる年俸制評価委員会委員から機構長が指名する委員1名
- 3 審査会に委員長を置き、理事（総務担当）をもって充てる。

4 審査会は、前条第2項により不服の審査の付託があった場合、不服の申出の内容を審査し、審査結果を機構長に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第15条 機構長は、審査会からの審査結果の報告に基づき、不服の却下又は評価の修正を行い、不服の申出に対する回答として、その旨を速やかに機関の長を通じて、不服の申出者に通知するものとする。

(業績評価の結果の反映)

第16条 業績評価の結果は、年俸適用者の給与に反映させるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、年俸適用者の業績評価の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。